第四千五百八十三号   第四千五百八十三号   第四千五百八十三号   第四千五百八十三号   第四千五百八十三号   第四千五百八十三号   第四千五百八十三号   第四千五百八十三号   第四千立7フルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共   第四千五百八十三号   第四十五百八十三号   第四十二日   第四十三日   第四十二日   第四十二日   第四十日   第二十日   1		○右   同
日   次	して以	選挙管理委員会
古計画事業計画の変更認可   一次   (保健衛生課)   一   一	店 手 车	ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事善務保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホー○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び
告 示	次	公安委員会
大田   10   10   10   10   10   10   10   1		
大学	(保健衛生課)	
書者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための	. (同)	青森県告示第二百十号
世界による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)…	号に規定する指定地方公共機関として指定した次の法人について、その指定・
ファイン   100   1	同 :	平成三十一年三月1
では、	同 ::	Ξ
司	(監理課)::	南部バス株式会社
司	の変更認可(都市計画課)(道 路 課)(道 路 課)…	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第一青森県告示第二百十一号
司	( 文 県 民 生 活 …	平成三十一年三月二十九日号に規定する指定地方公共機関を次のように指定した。
	〉(上 北 地 域)の決定 (上 北 地 域)	青森県知事
		2000000000000000000000000000000000000

(県下 民北 地 局域

:

五.

:

五.

止………(運転免許課)…六

た次の法人について、その指定を解除し 成二十四年法律第三十一号)第二条第七

申 吾

成二十四年法律第三十一号)第二条第七

吾

## 青森県告示第二百十二号

がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県告示第二百十三号

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

平成三十一年三月二十九日

名

称

な 訪問看護ステーションおは	みさわ調剤薬局	レモン薬局	アイン薬局田向店	アイン薬局城下店	鮫駅前薬局	アイン薬局白銀店	ひばかり調剤薬局
八戸市西白山台五丁目一一の一二	三沢市桜町三丁目一〇の一〇	むつ市中央一丁目三の三五	八戸市田向二丁目五の二六	八戸市城下四丁目一〇の三五	八戸市大字鮫町字持越沢二五の八	八戸市大字白銀町字南ケ丘一一の一二	八戸市日計一丁目二の四三
"	"	"	"	"	"	"	三平。成四

青森県告示第二百十四号

できる精神科病院を次のとおり認定した。十一条第四項及び第三十三条第四項の規定により、特定医師に診察を行わせることが特神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

平病院療法·	青南病院	病成会 院 会 弘 前 目	名
法人松	院青仁会	愛人 会	称
七 八戸市大字新	の三市大字	弘前市大字北園	所
新井田字出口平	大字田面木字赤坂一六		在
出口平一	赤坂一六	一丁目六の二	地
"	"	平成三・四二	認定年月日
"	'/	平成三·三·三	認定期限

#### 青森県告示第二百十五号

十三条の七第一項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号) 第三

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

平病院社会医療法人松	青南病院 医療法人青仁会	病院 成会弘前愛成会 一般社団法人愛	名称
八戸市大字新井田字出口	の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の一の一の一の一の一の一の一の一の	弘前市大字北園	所在
田字出口平一	<b>小字赤坂一六</b>	一丁目六の二	地
"	"	平成三・四・一	指定年月日
"	"	平成語・三三	指定期限

## 青森県告示第二百十六号

(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、 測量法

平成三十一年三月二十九日

青森県知事  $\equiv$ 村 申 吾

#### 作業種類

基本測量(一等磁気測量)

#### 作業期間

平成三十年五月七日から平成三十一年二月二十八日まで

#### 三 作業地域

上北郡横浜町

## 青森県告示第二百十七号

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり

備部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、 告示の日から平成三十一年四月二十八日まで青森県県土整

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

県道前坂藤崎線	路線名
で南津軽郡藤崎町大字藤崎字松野木一九の一ま南津軽郡藤崎町大字藤崎字高瀬五三の三から	供用開始の区間
平成三・三元	の 期 日 出

## 青森県告示第二百十八号

項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 計画公園事業の事業計画の変更を平成三十一年三月二十二日認可したので、同条第二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、八戸都市

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申

吾

都市計画事業の種類

八戸市

 $\equiv$ 事業施行期間 昭和五十六年四月二十五日から平成三十六年三月三十一日まで

1 変更なし 収用の部分 施行者の名称

八戸都市計画公園事業 (五・五・二号 こどもの国

四 事業地

なし

2

使用の部分

# 特定非営利活動促進法第四十九条第二項の規定による公告

で、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項の認定をしたの 同法第四十九条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事

三 村 申 吾

名称

代表者の氏名

石川敞

特定非営利活動法人あおもりいのちの電話

弘前市大字袋町一の一 主たる事務所の所在地

三

その他の事務所の所在地

四

認定の有効期間

Ŧī.

平成三十一年三月十五日から平成三十六年三月十四日まで

## 県営土地改良事業計画の決定

定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告 り、下平谷地地区の県営土地改良事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)計画を 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定によ

平成三十一年三月二十九日

次のとおり縦覧に供する。

青森県知事 三 村 申

> $\equiv$ 三 縦覧の場所 縦覧の期間 平成三十一年四月一日から同月二十六日まで 土地改良事業計画書の写し 五戸町役場

縦覧に供する書類

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 建設業者の許可の取消し 次のとおり

平成三十一年三月二十九日

青森県知事

三

村

申

吾

 $\vec{-}$ 代表者の氏名 中野渡政男

商号又は名称

有限会社協栄企画

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字野崎四〇の四六八

四 許可番号 青森県知事許可 (般—二九) 第一四七五二号

取消年月日 平成三十一年三月十三日

六 五 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成三十一年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

る。

## 建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

吾

る。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申

吾

商号又は名称 平和実業株式会社

代表者の氏名 丸井理成

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 十和田市大字洞内字井戸頭 一四四の三〇二

四 六 五 許可番号 青森県知事許可(般—二六)第八二九号 平成三十一年三月十三日

取消しに係る建設業の許可

取消年月日

管工事業に係る一般建設業の許可

七

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 取消しの原因となった事実 成三十一年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

商号又は名称 道南鉄工株式会社

代表者の氏名 長谷喜恵子

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字中山二五の四

四 許可番号 青森県知事許可(般—二八)第一二六九五号

<u>Ŧ</u>i. 取消年月日 平成三十一年三月十四日

取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一

七 取消しの原因となった事実 般建設業の許可

平成三十一年二月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 届出

> 挙 理 委 員

# 青森県選挙管理委員会告示第十一号

改正する。 き病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定)の一部を次のように ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべ 平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号(病院の長、 老人

平成三十一年三月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一の表中

病院医療法人雄心会青森新都市 " 大字石江字高間 一〇九の一八

を

病院 医療法人雄心会青森新都市 " 石江三丁目

に、

室岡整形外科病院 " 長者三丁目三の二三

を

室岡整形外科記念病院 " 長者三丁目三 **一の**二三三

に、

二の表中

ト宅サ -ンキ インキービス付き高齢者向け住 " 大字浅虫字蛍谷六五の三 四

を

る。 により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

#### 安 委 員

に改める。	野辺地町字餅粟川原四	"	のへじ
<u> </u>	野辺地町字鳴沢九の一二	"	老人保健施設 老人保健施設
ż	野辺地町字餅粟川原四	"	のへじ
L			五の表中
<u> </u>	板柳町大字福野田字実田四四の	<i>→ '</i>	ちだホーム ま
-	板柳町大字辻字岸田六六	"	ケアハウスいたや荘
Ľ			
_ を	板柳町大字辻字岸田六六	"	ケアハウスいたや荘
	大字水野尾字懸樋二一八の一	"	アミスタ 五所川原
-	大字水野尾字懸樋二二二の三	"	ケアハウス ハルニレ
- を	大字水野尾字懸樋二二二の三	"	ケアハウス ハルニレ
_	東大野二丁目三の七	"	はな生宅型有料老人ホームなの
ĸ	問屋町一丁目一五の一〇	"	宅さくら
	大字浅虫字蛍谷六五の三四	"	トンキ イン とこれ とこれ かっぱん はい

# 青森県公安委員会告示第三十六号

関五所川原モータースクールの特定講習の一部の休止を許可したので、指定講習機関 示する。 に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第十四条第二項の規定により告 道路交通法 平成三十一年三月二十九日 (昭和三十五年法律第百五号)第百八条の十の規定により、指定講習機

青森県公安委員会委員長

高

畑

紀

子

休止しようとする特定講習の種別

普通自動二輪車及び原動機付自転車に係る初心運転者講習

休止しようとする期間

平成三十一年四月一日から平成三十一年十月三十一日まで

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)